

自動運転レベル4に向けた申請準備及び実証実験支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、四條畷市田原地域において実装している自動運転レベル2の運行を、安心・安全かつ持続可能な移動手段として確立するため、令和6年度から展開しているレベル4の実証実験の実績を踏まえ、「大阪府四條畷市レベル4モビリティ・地域コミッティ」の方針のもと、令和10年度の自動運転レベル4実装に係る申請準備及び実証実験を円滑に推進するための支援を行うものである。

本業務の遂行には、高度な自動運転技術に関する専門的知見に加え、地域課題を深く理解し、住民との共創によるまちづくりを推進する視点が不可欠である。以上の特性を鑑み、価格のみを基準とする一般競争入札ではなく、事業者の業務実績、技術力、創造性等を総合的に評価し、最適かつ信頼できるパートナーを選定するため、公募型プロポーザル方式により事業者を決定する。

2 業務概要

(1) 業務名

自動運転レベル4に向けた申請準備及び実証実験支援業務委託

(2) 契約上限金額

¥14,487,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月25日まで

(4) 業務内容

別紙「自動運転レベル4に向けた申請準備及び実証実験支援業務委託仕様書」のとおり

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加することができる者は、次の要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 実施年度における、四條畷市建設工事等競争入札参加有資格者名簿の「コンサル」又は「物品・その他業務」で登録されていること。
- (3) 仕様書に掲げる業務を円滑かつ柔軟に遂行できる体制を有すること。
- (4) 国又は地方自治体若しくは四條畷市建設工事等指名停止要綱第2条の規定による指名停止期間中でないこと。
- (5) 四條畷市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始申立てをしていない者又は更生手続開始申立てをなされていない者であること。

4 事業者選定委員会による審査

自動運転レベル4に向けた申請準備及び実証実験支援業務事業者選定委員会において、提出された企画提案書やプレゼンテーションの内容について、審査を行う。

5 審査及び受託候補者の選定方法

(1) 一次審査

1) 次表の評価基準に基づき、審査を行うとともに採点する。

業務従事予定技術者経歴、業務実績調書に基づき採点する。なお、担当技術者を複数配置する場合においては、主たる部分を担当する者について審査を行う。

各評価項目の評価基準ごとの配点は、次の表のとおりとする。

評価	配点
3件以上の実績	10
2件の実績	8
1件の実績	6

実績なし	2
------	---

- 2) 1) により求めた得点が当該項目の配点合計の6割(24点)未満である者は、失格とする。
- 3) 見積書の見積金額が契約上限額の範囲内であり、見積もり金額に応じ配点する。
- 4) 業務従事予定者経歴書、業務実績調書及び見積書から得た合計得点の上位3者を、一次審査通過者とする。
- 5) 参加申込者が1者のみの場合においても審査を行うものとする。

(2) 二次審査・プレゼンテーション

- 1) 自動運転レベル4に向けた申請準備及び実証実験支援業務公募型プロポーザル実施要領及び評価基準に基づき、各委員が審査を行うとともに採点する。

各評価項目の評価基準ごとの配点は、次の表のとおりとする。

評価	20点満点
優れている	20
やや優れている	16
ふつう	12
やや劣っている	8
劣っている	4

- 2) 1) により採点した得点を提案者毎に合計し平均した得点と一次審査における得点を合計し、その合計得点が最も高い提案者を受託候補者とする。
- 3) 2) により求めた合計得点が最も高い提案が複数となった場合は、「企画提案の内容」の合計得点が最も高い者を受託候補者とし、「企画提案の内容」の合計得点と同点の場合は、見積金額が最も安価な者を受託候補者とする。
- 4) 提案者が1者の場合においては、各委員が採点した得点を合計し平均した得点(小数第1位四捨五入)が当該評価項目の配点合計の6割(120点)未満であるときは、失格とする。

(3) 選定結果等の公表方法

応募事業者数及び選定した事業者名をホームページに掲載する。

6 企画提案等の日程

(1) 質問書の受付及び回答

質問については、次のとおり受付及び回答を行う。

① 受付期間

令和8年6月8日（月）から同年6月12日（金）15時まで

② 受付方法

質問書に質問事項を記載のうえ、下記アドレスまでメールにて提出のこと。

メールアドレス tawara@city.shijonawate.lg.jp

② 回答日

令和8年6月17日（水）

④ 回答方法

ホームページに掲載する。

(2) 一次審査提出書類（参加申込書等）の提出

公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加申込書等を提出すること。

① 提出期間

令和8年6月18日（木）から同年7月8日（水）15時までの20日間

② 提出場所

四條畷市 田原支所

③ 提出部数及び方法

提出部数（紙媒体1部、PDF1部）

参加申込書等を郵送及び電子メールで提出すること

（提出期間内に必着すること。）

一次審査提出書類

公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）

業務従事予定技術者経歴書（様式第3号）
業務実績調書（様式第4号）
見積書（様式第5号）

(3) プロポーザル一次結果通知書の送付

参加申込した事業者に「プロポーザル一次結果通知書」を送付する。

送付予定時期：令和8年7月10日（金）

(4) プロポーザル二次審査参加依頼書の送付

一次審査を通過した事業者に「プロポーザル二次審査参加依頼書」を送付する。

送付予定時期：令和8年7月10日（金）

(5) 二次審査提出書類の提出

二次審査に参加する者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

① 提出期間

令和8年7月13日（月）から同年7月17日（金）15時まで

② 提出場所

四條畷市 田原支所

③ 提出部数及び方法

提出部数（紙媒体10部、PDF1部）

持参又は郵送で提出すること

※PDF版は、電子メールで提出すること。

二次審査提出書類
プロポーザル企画提案書提出書（様式第6号）
企画提案書（様式第7号）

日 程	内 容
6月8日	公募開始
6月8日～6月12日	質問書受付期間（メールのみ受付）
6月17日	質問書への回答（HPに掲載）
6月18日～7月8日	一次審査書類提出期間
7月10日	一次結果通知書、二次審査参加依頼書送付
7月13日～7月17日	二次審査書類提出期間
7月22日午後	プレゼンテーション
7月下旬～8月上旬	審査結果通知
8月上旬	契約締結

6 契約手続

受託候補者と本市との間で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約により契約を締結する。

7 契約保証金

本市財務規則に基づく。

8 失格事項

応募者が参加申込書を提出した日から契約締結日までに次のいずれかに該当したときは、失格とする。

- (1) 企画提案書等に虚偽の記載があることが発覚したとき。
- (2) 四條畷市建設工事等入札参加に係る指名停止要綱に基づく指名停止処分を受けたとき。
- (3) 審査選定にあたって公平性を害する行為があったとき。

9 その他

- (1) 提出する書類の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類の返却は行わない。

10 問合せ先

〒575-0014

大阪府四條畷市大字上田原1番地

四條畷市 田原支所

TEL : 0743-78-0175

FAX : 0743-72-3012

メールアドレス tawara@city.shijonawate.lg.jp